

2020年4月 No.57

今般の新型コロナウイルス感染症の影響がローン契約上の借入人の報告義務等に与える諸問題

弁護士 樋口 孝夫
弁護士 子安 智博

はじめに

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、2020年4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。これに伴い、企業や監査法人が、決算業務や監査業務のために十分な時間を確保できるよう、内閣府令第37号（令和2年4月17日）により、有価証券報告書等の提出期限が一律に本年の9月末日まで延長されました。

本稿では、今般の新型コロナウイルス感染症の影響がローン契約上の借入人の報告義務等¹に与える諸問題に關しまして、①決算短信、②有価証券報告書、③定時株主総会、④計算書類及び⑤その他の書類提出義務に関連する5つの問題点を挙げます。なお、実際に個別のローン契約を検討する場合には当該契約における個別の条項を踏まえる必要がございますが、本稿におきましてローン契約上の問題点を検討するにあたりましては、日本ローン債権市場協会（JSLA）が2019年6月26日に公表したタームローン契約雛型（JSLAタームローン契約雛型）の規定を参考と致します²。

1. 「決算短信」について

「決算短信」に關しまして、「決算期末から45日以内に決算短信の発表ができない」ことが考えられますが、この点は大別して2つの問題が存在します。1つ目は、ローン契約上、決算短信を「直接」規定した契約当事者の権利義務の問題として、借入人の確約違反や表明・保証事項が真実でないことが発生するか否かの問題です。2つ目は、借入人の法令等遵守義務違反が発生するか否かの問題（ローン契約という「契約」の問題ですので、「最終的には」契約当事者の権利義務の問題となります。）です。

(1) 直接規定した契約当事者の権利義務の問題

まず1つ目の問題につきましては、ローン契約におきまして決算短信については何ら直接規定されていないのであれば、この1つ目の問題は発生しません。JSLAタームローン契約雛型におきまして、決算短信については何ら直接規定されておりません。従いまして、「決算期末から45日以内に決算短信の発表ができない」こと自体が

¹ ローン契約等におきまして、保証人や物上保証人について報告義務等が規定されている場合も、本稿で述べるものが基本的にはあてはまります。

² JSLAタームローン契約雛型は、貸付人が複数存在することを前提とするシンジケートローン契約ですが、貸付人が複数存在することを前提としない、いわゆるパイラテローン契約につきましても、借入人の報告義務等の規定があれば、本稿で述べるものが基本的にあてはまります。

ら借入人の確約違反や表明・保証事項が真実でないことが発生することはありません。

なお、もしローン契約におきまして決算短信について、直接に何らかの規定が存在する場合には、個別の対応が必要となります。但し、当該規定が決算短信に関する何らかの書類の提出義務であれば、基本的には後記 5. で述べることがあてはまります。

(2) 借入人の法令等遵守義務違反の問題

次に 2 つ目の問題につきましては、ローン契約におきましては、借入人の法令等遵守義務が規定されていることがございます。JSLA タームローン契約雛型におきましても、この借入人の法令等遵守義務が規定されております（第 17 条第 4 項第 1 号）。このことから、「決算期末から 45 日以内に決算短信の発表ができない」ことがこの借入人の法令等遵守義務違反にならないかが問題となるかもしれません。しかしながら、例えば、JSLA タームローン契約雛型におきまして、「法令等」は「本契約、本契約に基づく取引または本契約の当事者に適用される条約、法律、条例、政令、省令、規則、告示、判決、決定、仲裁判断、通達及び関係当局の政策」と定義されております（第 1 条第 33 号）。他方、借入人の決算短信の開示義務は、証券取引所の規則に基づくものです。もしローン契約における「法令等」の定義が JSLA タームローン契約雛型の定義内容と実質的に同じであれば、この証券取引所の規則はこの定義された「法令等」には含まれないことから、仮に「決算期末から 45 日以内に決算短信の発表ができない」ことが発生しても、それにより借入人の法令等遵守義務違反が発生したと解釈されることはないと思料されます。

なお、決算短信につきましても、証券取引所は、有価証券報告書等の提出期限と同様の取り扱いをすることを公表しておりますので³、この取り扱いを遵守している限り、証券取引所の規則違反の問題は生じないと思料されます。

2. 「有価証券報告書」について

「有価証券報告書」に関しまして、「決算期末から 3 ヶ月以内に有価証券報告書が提出できない」ことが考えられますが、この点につきましても、「決算短信」と同様、大別して 2 つの問題が存在します。1 つ目は、ローン契約上、有価証券報告書を「直接」規定した契約当事者の権利義務の問題として、借入人の確約違反や表明・保証事項が真実でないことが発生するか否かの問題です。2 つ目は、借入人の法令等遵守義務違反が発生するか否かの問題です。

(1) 直接規定した契約当事者の権利義務の問題

まず 1 つ目の問題につきましては、JSLA タームローン契約雛型におきましては、借入人が有価証券報告書を作成した場合における、当該有価証券報告書の写しの提出義務が規定されております（第 17 条第 1 項第 2 号。なお、同号では「報告書等」と規定されておりますが、「報告書等」は、JSLA タームローン契約雛型第 1 条第 32 号におきまして、「借入人が金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号、その後の改正を含む。）第 24 条第 1 項に基づき有価証券報告書の提出義務を負う場合には、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書、臨時報告書、訂正報告書等の報告書をいい、借入人が当該義務を負わない場合には、会社法（平成 17 年法律第 86 号、その後の改正を含む。）第 435 条第 2 項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書、同法第 441 条第 1 項に規定する臨時計算書類、並びに同法第 444 条第 1 項に規定する連結計算書類をいう。」と定義されております。）が、有価証券報告書の作成義務自体は規定されておられません。従いまして、ローン契約における有価証券報告書に関する規定が、JSLA タームローン契約雛型における規定と同様の内容の規定である場合には、「決算期末から 3 ヶ月以

³ 例えば、東京証券取引所は、『今般の新型コロナウイルス感染症の影響により決算手続き等に遅延が生じ、速やかに決算内容等を確定することが困難となった場合には、「事業年度の末日から 4 5 日以内」などの時期にとらわれず、確定次第にご開示いただくことで差し支えありません』としております。<https://www.jpx.co.jp/news/1023/20200210-01.html>

内に有価証券報告書が提出できない」こと自体から借入人の確約違反や表明・保証事項が真実でないことが発生することはありません。

なお、JSLA タームローン契約雛型におきましては、借入人は、有価証券報告書につきまして、「報告書等を、日本国において一般に公正妥当と認められている会計基準に照らして正確で、かつ、適法に作成し、法令等により当該報告書等について監査を受ける義務がある場合については、必要な監査を受ける」義務があることが規定されており（第 17 条第 1 項第 2 号）、また、その表明・保証におきまして、「借入人が作成する報告書等は、日本国において一般に公正妥当と認められている会計基準に照らして正確で、かつ、適法に作成されており、法令等により当該報告書等について監査を受ける義務がある場合については、必要な監査を受けていること」と規定されており（第 16 条第 6 号）。これらのうち「適法」の点は 2 つ目の問題ですので、後記 2.(2) で論じます。その他の点につきましては、今回の新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない点ですので、新型コロナウイルス感染症の影響によりこれらの借入人の確約違反や表明・保証事項が真実でないことが発生することはありません。

(2) 借入人の法令等遵守義務違反の問題

次に 2 つ目の問題につきましては、ローン契約におきまして借入人の法令等遵守義務が規定されている場合には、「決算期末から 3 ヶ月以内に有価証券報告書が提出できない」ことがこの借入人の法令等遵守義務違反にならないかが問題となります。即ち、借入人の有価証券報告書の提出義務は、金融商品取引法で規定されていることから、「法令等」に該当し、そこから借入人の法令等遵守義務違反の問題が発生します。

しかしながら、内閣府令第 37 号（令和 2 年 4 月 17 日）により、有価証券報告書の提出期限が本年の 9 月末日まで延長されましたので、この期限までに有価証券報告書を提出すれば、「決算期末から 3 ヶ月以内に有価証券報告書が提出できない」こと自体により借入人の法令等遵守義務が発生したと解釈されることはないと思料されます。

なお、JSLA タームローン契約雛型におきましては、その表明・保証におきまして、「借入人による本契約の締結及び履行並びにそれに基づく取引は、…借入人の定款その他の社内規則に反することはない」と規定されています（第 16 条第 3 号(b)）。このことから、この表明・保証が真実でないことが発生しているかが問題となるかもしれません。しかしながら、この表明・保証はあくまでも「借入人による本契約の締結及び履行並びにそれに基づく取引」に関する法令等の遵守であり、法令等全般について遵守していることを要求しているものではありません。有価証券報告書の提出義務は、「借入人による本契約の締結及び履行並びにそれに基づく取引」に関するものではありませんので、この表明・保証が真実でないことが発生したと解釈されることはないと思料されます。

3. 「定時株主総会」について

「定時株主総会」に関しまして、「決算期末から 3 ヶ月以内に定時株主総会が開催できない」ことが考えられますが、この点につきましても、「決算短信」や「有価証券報告書」と同様、大別して 2 つの問題が存在します。1 つ目は、ローン契約上、定時株主総会を「直接」規定した契約当事者の権利義務の問題として、借入人の確約違反や表明・保証事項が真実でないことが発生するか否かの問題です。2 つ目は、借入人の法令等遵守義務違反が発生するか否かの問題です。

(1) 直接規定した契約当事者の権利義務の問題

まず 1 つ目の問題につきましては、ローン契約におきまして株主総会については何ら直接規定されていないのであれば、「決算期末から 3 ヶ月以内に定時株主総会が開催できない」こと自体から借入人の確約違反や表明・保証事項が真実でないことが発生することはありません。JSLA タームローン契約雛型におきましても、株主総会については何ら直接規定されておりません。

(2) 借入人の法令等遵守義務違反の問題

次に2つ目の問題につきましては、ローン契約におきまして借入人の法令等遵守義務が規定されている場合には、「決算期末から3ヶ月以内に定時株主総会が開催できない」ことがこの借入人の法令等遵守義務違反にならないかが問題となるかもしれません。しかしながら、会社法は、定時株主総会の開催について、「定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。」（会社法第296条第1項）と規定しているだけで、決算期の終了後3ヶ月以内に必ず定時株主総会を招集しなければならないとは規定しておりません。従いまして、「決算期末から3ヶ月以内に定時株主総会が開催できない」ことから直ちに借入人の法令等遵守義務違反が発生したと解釈されることはないと思料されます。

なお、株式会社は、通常その定款で、事業年度末から3ヶ月以内に定時株主総会を開催することが規定されております。このことから、「決算期末から3ヶ月以内に定時株主総会が開催できない」ことが借入人の定款に違反するか、ひいては会社法第296条第1項の「一定の時期に」に違反しないかが問題となります。この点につきましては、法務省が、「今般の新型コロナウイルス感染症に関連し、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りるものと考えられます。」との意見を公表しております⁴。

この「その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りる」が法的に何を意味するのかが明確ではありませんが、決算期末から3ヶ月以内に定時株主総会が開催できなければ定時株主総会は開催しなくても良いというのが定款の趣旨であるとは合理的には考えられません。従いまして、定款の規定の合理的な解釈の問題として、「但し、当該期限までに定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合には、当該状況が解消した後合理的な期間内に定時株主総会を開催する」と黙示的に規定されていると解釈するのが合理的であると思料されます。この解釈を前提とすれば、今回の新型コロナウイルス感染症の状況が解消した後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば、「決算期末から3ヶ月以内に定時株主総会が開催」しなくても、借入人の定款違反、ひいては会社法第296条第1項の「一定の時期に」の違反は発生しないと解釈するのが合理的であると思料されます。

なお、JSLA タームローン契約雛型におきましては、その表明・保証として、「借入人による本契約の締結及び履行並びにそれに基づく取引は、…借入人の定款その他の社内規則に反することはな（い）」と規定されております（第16条第3号(b)）。このことから、この表明・保証が真実でないことが発生しているかが問題となるかもしれません。しかしながら、この表明・保証はあくまでも「借入人による本契約の締結及び履行並びにそれに基づく取引」に関する定款の遵守であり、定款全般について遵守していることを要求しているものではありません。定時株主総会の開催は、「借入人による本契約の締結及び履行並びにそれに基づく取引」に関するものではありませんので、この表明・保証が真実でないことが発生したと解釈されることもないと思料されます。

4. 「計算書類」について

「計算書類」に関しまして、「決算期末から3ヶ月以内に計算書類を作成して定時株主総会に提出することができない」ことが考えられますが、この点につきましても、「決算短信」、「有価証券報告書」及び「定時株主総会」と同様、大別して2つの問題が存在します。1つ目は、ローン契約上、計算書類を「直接」規定した契約当事者の権利義務の問題として、借入人の確約違反や表明・保証事項が真実でないことが発生するか否かの問題です。2つ目は、借入人の法令等遵守義務違反が発生するか否かの問題です。

(1) 直接規定した契約当事者の権利義務の問題

まず1つ目の問題につきましては、JSLA タームローン契約雛型におきましては、計算書類につきましては、借

⁴ http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html

入人が有価証券報告書等の報告書の作成義務を負わない場合には、借入人の計算書類の写しの提出義務が規定されております（第17条第1項第2号。なお、同号では「報告書等」と規定されておりますが、「報告書等」は、前記2.(1)で述べたとおり、JSLA タームローン契約雛型第1条第32号において定義されております。）が、計算書類の作成義務自体は、原則として規定されておられません⁵。従いまして、ローン契約における計算書類に関する規定が、JSLA タームローン契約雛型における規定と同様の内容の規定である場合には、「決算期末から3ヶ月以内に計算書類を作成して定時株主総会に提出することができない」こと自体から借入人の確約違反や表明・保証事項が真実でないことが発生することはありません。

また、JSLA タームローン契約雛型におきましては、借入人は、計算書類につきまして、「報告書等を、日本国において一般に公正妥当と認められている会計基準に照らして正確で、かつ、適法に作成し、法令等により当該報告書等について監査を受ける義務がある場合については、必要な監査を受ける」義務があることが規定されており（第17条第1項第2号）、また、その表明・保証におきまして、「借入人が作成する報告書等は、日本国において一般に公正妥当と認められている会計基準に照らして正確で、かつ、適法に作成されており、法令等により当該報告書等について監査を受ける義務がある場合については、必要な監査を受けていること」と規定されております（第16条第6号）。これらのうち「適法」の点は2つ目の問題ですので、後記4.(2)で論じます。その他の点は、今回の新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない点ですので、新型コロナウイルス感染症の影響によりこれらの借入人の確約違反や表明・保証事項が真実でないことが発生することはありません。

(2) 借入人の法令等遵守義務違反の問題

次に2つ目の問題につきましては、ローン契約におきまして借入人の法令等遵守義務が規定されている場合には、「決算期末から3ヶ月以内に計算書類を作成して定時株主総会に提出することができない」ことがこの借入人の法令等遵守義務違反にならないかが問題となります。

会社法上、借入人は、単体の計算書類の作成義務があり（会社法第435条第2項）、また、一定の会社には連結計算書類の作成義務があります（会社法第444条第3項）。また、一定の場合、一部の計算書類等は監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）及び会計監査人の監査を受け、また、取締役会の承認が必要となります（会社法第436条並びに第444条第4項及び第5項）。そして、一部の計算書類等は、定時株主総会に提出する義務があります（会社法第438条第1項並びに第444条第6項及び第7項）⁶。しかしながら、これらにつきましては、作成の期限は会社法においては規定されておられません。

これらの計算書類は、最終的には定時株主総会に提出する義務がございますが、そもそも今般の新型コロナウイルス感染症の影響により決算期末から3ヶ月以内に定時株主総会が開催できないのは、これらの計算書類を今般の新型コロナウイルス感染症の影響により決算期末から3ヶ月以内に開催される定時株主総会に事前に提出できないことから発生する問題です。従いまして、定款や会社法に違反せずに決算期末から3ヶ月以内に定時株主総会が開催しないことができる場合であれば、そもそもこれらの計算書類を決算期末から3ヶ月以内に開催される定時株主総会に事前に提出することができないことが前記の会社法の規定に違反し、従って、借入人の法令等遵守義務に違反すると解釈されることはないと思料されます。

このことは、そもそも決算期末から3ヶ月以内に定時株主総会自体が開催されない場合にも、計算書類や監査報告等については定時株主総会の「継続会」で議題とする場合にも同様にあてはまります⁷。

⁵ ローン契約によっては、例外的に、会社法上、中間期の計算書類や連結の計算書類を作成する義務がない借入人に対して、中間期の計算書類や連結の計算書類に関する財務制限条項が規定されていることから、これらの計算書類の作成・提出義務が規定されている場合がございますが、この点につきましては、後記5.で述べます。

⁶ 詳細につきましては、長島・大野・常松法律事務所編『アドバンス会社法』（商事法務・2016年）582頁以下ご参照。

⁷ なお、「継続会」につきましては、長島・大野・常松法律事務所のニュースレターである『NO&T Client Alert「1. 新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた定時株主総会延期の選択肢」「2. バーチャル総会の実現に向けて」』（2020年4月22日号）ご参照。

5. 「その他の書類提出義務」について

個別のローン契約におきましては、決算期末から●ヶ月以内に、計算書類、試算表、残高証明書等を貸付人等に対して提出するという、特定の期限内に特定の書類を提出する旨の確約が規定されていることがございます。今般の新型コロナウイルス感染症の影響によりこれらの特定の書類を特定の期限内に提出できるか否かはこれらの特定の書類の性質にもよりますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響によりこれらの特定の書類を特定の期限内に提出できない場合に、これがこの確約に違反するかが問題となります。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響によりこれらの特定の書類を特定の期限内に提出できないことは、不可抗力事由の発生により当該確約（義務）違反が発生したことを意味するとして解決する方策も考えられます。しかしながら、この場合、確約違反は期限の利益喪失事由（JSLA タームローン契約雛型では、第 18 条第 2 項第 3 号）や貸付の前提条件（JSLA タームローン契約雛型では、第 4 条第 3 号並びに同条第 2 号、第 16 条第 9 号及び第 18 条第 2 項第 3 号）の未充足が問題となりますが、この期限の利益喪失事由や貸付の前提条件の未充足になるには当該確約違反について（債権法改正前における）借入人の帰責事由が必要になるかが問題となります⁸。この点につきましては、少なくとも JSLA タームローン契約雛型の規定上は明確ではありません。また、この確約を単純な期限付債務と解釈すると、履行されることなく当該期限が経過すると、当該期限付債務自体は消滅することとなります（あとは、当該債務が損害賠償債務となるか否かの問題が残るだけです。）。他方、貸付人からすれば不可抗力事由の発生により当該書類を当該期限内に提出されないのであれば、当該不可抗力事由が消滅した後に当該書類を提出してもらうことが必要と合理的に期待し、また借入人も当該提出を拒否する合理的な理由もないと思料されま

す。そうであれば、この特定の書類を特定の期限内に提出する確約は、単純な期限付債務と解釈するのではなく、契約当事者の合理的な意思解釈の問題として、「但し、不可抗力事由の発生により、当該期限までに当該書類を貸付人等に対して提出できない場合には、当該不可抗力事由が解消した後合理的な期間内に当該書類を貸付人等に対して提出する」と黙示的に規定されていると解釈するのが合理的であると思料されます。このように解釈すれば、たとえ今般の新型コロナウイルス感染症の影響により当該書類を当該期限内に提出できなかったとしても、それは借入人の確約違反には該当しないと解釈することができると思料されます。この解釈は、前記 3.(2)で述べた事業年度末から 3 ヶ月以内に定時株主総会を開催するとの定款の規定の解釈と実質的に軌を一にするもの⁹と思料されます。

なお、前記 4.(1)で述べたとおり、ローン契約によっては、借入人の中間期の計算書類や連結の計算書類の作成・提出義務が規定されている場合がございます。この場合、少なくとも今般の新型コロナウイルス感染症の影響により当該書類を提出できない状況が続いている間は、借入人が当該書類を提出していなくても当該提出義務には違反していない（当該状況が解消した後合理的な期間内に当該計算書類を貸付人等に対して提出する義務は負います。）と解釈するのが合理的であると思料されます。

2020 年 4 月 24 日

⁸ この点は、民法の基本的な事項でありながら、残念ながら、債権法改正前におけるものも含め、JSLA タームローン契約雛型の解説やローン契約に関する論考では、ほとんど論じられておりません。問題の所在につき、樋口孝夫『債権法改正とローン契約』（金融財政事情研究会・2018 年）56 頁以下ご参照。

⁹ 但し、定款におきまして、契約当事者の合理的な意思解釈の問題とすることができるか否かは別途検討する必要があります。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイス構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

[執筆者]

樋口 孝夫 弁護士・パートナー
takao_higuchi@noandt.com

子安 智博 弁護士・アソシエイト
tomohiro_koyasu@noandt.com

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約500名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えるほか、ジャカルタに現地デスクを設け、北京にも弁護士を派遣しています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Finance Law Update ~金融かわら版~の配信登録を希望される場合には、
<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-finance@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。